

佐賀県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十一月二十七日から平成二十一年十二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 吉田鶴線	神埼郡吉野ヶ里町田手字三本杉二 四三一番一地先から 神崎市神埼町鶴字馬郡八〇番一地 先まで	平成二一・一一・二七